（別紙）　目　録
⑴土地　那覇市首里石嶺町三丁目179番２
畑　281.00平方メートル
⑵登記年月日番号　那覇地方法務局昭和41年２月21日受付第3566号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　買戻特約
原因　昭和41年２月15日特約
売買代金　金3,000弗
契約費用　契約費用なし
期間　昭和41年８月14日
買戻権者　那覇市久茂地町二丁目71番地
仲原　昭子

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２４年（家）第２６号
福島県郡山市あぶくま台２丁目153番地
申立人　安藤千江子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　安藤四十三
昭和27年１月14日生
公示催告期間満了日　平成24年７月13日
福島家庭裁判所郡山支部

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。
平成２３年（へ）第３号
神奈川県相模原市緑区大山町２番10号
申立人　アイダエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　会田　仁一
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月11日
平成24年４月13日　厚木簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＦ282624
金額　207,900円
支払期日　平成23年12月31日
支払地　神奈川県伊勢原市
支払場所　株式会社三井住友銀行伊勢原支店
振出日　平成23年９月５日
振出地　神奈川県伊勢原市鈴川５番地
振出人　株式会社清富士　代表取締役会長　島軒　鐸朗
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２４年（へ）第１号
大阪市港区築港１丁目14番２号
申立人　金森石油株式会社
代表者代表取締役　森本　繁幸
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月12日
平成24年４月13日　高松簡易裁判所

（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＢ314360
金額　128,000円
支払期日　平成24年１月10日
支払地　高松市
支払場所　高松信用金庫花園支店
振出日　平成23年９月５日
振出地　高松市
振出人　株式会社高松ホットスタンプ　代表取締役　杉山　忠重
受取人　株式会社中央テント
第一裏書人　株式会社中央テント　代表取締役　竹内　俊行
第一被裏書人　有限会社堀鋼材
第二裏書人　有限会社堀鋼材　代表取締役　堀　一夫
第二被裏書人　株式会社ダイサン
第三裏書人　株式会社ダイサン　代表取締役　中西　正純
第三被裏書人　丸三海運株式会社
第四裏書人　丸三海運株式会社　代表取締役　荒川　和音
第四被裏書人　金森石油株式会社
最終所持人　金森石油株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２４年（フ）第４２号
広島県呉市光町７番４号
債務者　山陽食品株式会社
代表者代表取締役　瀬古陽次郎
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹木　和義
４　破産債権の届出期間　平成24年６月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所呉支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２４年（フ）第５２号
宮崎県日向市山下町１丁目39番地
債務者　黒田　玲子
１　決定年月日時　平成24年４月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　五嶋　俊信
４　破産債権の届出期間　平成24年５月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年６月15日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２４年（フ）第１１号
愛媛県四国中央市金田町金川375番地の３
債務者　宮内　昌幸
１　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
４　破産債権の届出期間　平成24年６月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月23日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２４年（フ）第１２号
茨城県土浦市木田余東台２丁目５番25号203号
債務者　浪花　謙二
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
４　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月11日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
平成２４年（フ）第１１１号
北海道檜山郡江差町字津花町44番地の１
債務者　越前　敏廣
１　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河野　正樹
４　破産債権の届出期間　平成24年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月17日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
函館地方裁判所
平成２４年（フ）第１２号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立7215番地３
債務者　渡邊　栄彦
１　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
４　破産債権の届出期間　平成24年５月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月18日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係